

安全保障理事会決議 1901 (2009)

2009年12月16日、安全保障理事会第6243回会合にて採択

安全保障理事会は、

2009年10月15日付および2009年11月6日付ルワンダ国際刑事裁判所（国際裁判所）所長からの書簡を各々添付した2009年11月2日付（S/2009/571）および2009年11月23日付（S/2009/601）安保理議長宛事務総長書簡を留意し、

1994年11月8日の955（1994）、1998年4月30日の1165（1998）、2000年11月30日の1329（2000）、2002年5月17日の1411（2002）、2002年8月14日の1431（2002）、2006年10月13日の1717（2006）、2008年7月18日の1824（2008）、2008年12月19日の1855（2008）、および2009年7月7日の1878（2009）の諸決議を想起し、

2008年末までに第一審のすべての公判活動を終了するため、および2010年にすべての作業を完了するために、2004年末までに捜査を完了する全ての可能な措置をとることを安全保障理事会が国際裁判所に求めた、2003年8月28日の1503（2003）および2004年3月26日の1534の安保理諸決議をとりわけ想起し、

国際裁判所が2010年にすべての作業を完了する状況にないとのその完了戦略報告書（S/2009/587）における国際裁判所による評価を留意し、

決議1878（2009）において、安全保障理事会が第一審の構成員である常任裁判官および臨時裁判官の任期を2010年12月31日まで、あるいは各自が担当する事件の完了がより早期な場合にはその期限まで延長した、およびその完了戦略の履行における国際裁判所の進捗状況に照らし、2009年12月31日まで、上訴審の構成員である国際裁判所の常任裁判官の任期の延長を再検討することを決定したことを想起し、

完了戦略の目標に合致するために可及的速やかに追加の公判を実施し公判を完了することを国際裁判所に可能とするための暫定的な措置として、国際裁判所規程により権限が与えられている9名の臨時裁判官まで追加の臨時裁判官を任命する決議1855（2008）において事務総長に付与された権限の延長の妥当性を確信し、

国際裁判所に対して作業を迅速に完了するためにすべての可能な措置をとることを促し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 2010年6月30日までに、裁判所の計画された公判予定に基づいた国際裁判所のすべての第一審の裁判官の任期を、またすべての上訴審の判事の任期を2010年12月31日まで、あるいは、より早期な場合には彼らが担当している事件の完了まで延長する意図を強調し、また、国際裁判所所長に対して、任期の延長あるいは上訴審への再配置が求められている判事の情報を含む、更新された第一審および上訴審の予定表を安保理に提出することを要請する。
2. 2010年12月31日までは最大9名に戻すことを条件に、現存の公判を完了しあるいは追加の公判を実施するために、国際裁判所に奉仕する臨時裁判官の総数を、国際裁判所規程の第11条(1)に定められている最大9名から、随時暫定的に最大12名までとすることを決定する
3. 2009年12月31日の任期終了に関わらず、エリック・モーゼ裁判官が、彼の任期終了前に開始したセタコ事件を完了することを決定し、同事件を2010年2月末までに完了するとの国際裁判所の意図を留意する。
4. この問題に引き続き取り組むことを決定する。